

活動結果報告書

平成31年 1 月 31 日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名

桶谷耕一

下記のとおり報告します。

日 程 平成31年 1 月 29 日（火曜日）～平成31年 1 月 30 日（水曜日）

活動先

参議院議員会館・公益財団法人さわやか福祉財団

活動目的

社会資本整備交付金他 国の動向調査研修のため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

結果概要は別紙のとおり

平成31年1月31日

越前市議会

議長 川崎 悟 司 殿

公明党 桶谷 耕一

復 命 書

さる、平成31年1月29日、30日の両日に渡り、東京都千代田区 参議院議員会館とさわやか福祉財団を訪問し、①「大雨・土砂災害時の防災気象情報」について、②「社会資本整備交付金について」、③「改正入管難民法と外国人との共生について」、④公益財団法人さわやか福祉財団「共生社会をつくる地域包括ケア～生活を支え合う仕組みと実践～」を題し研修をしてきたので復命いたします。

記

① 政府の中央防災会議での「大雨・土砂災害時の防災気象情報」について

多くの被災事例では、事前に災害リスクが高いことは公表している。例として倉敷市真備地区の浸水範囲では、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致している。いかに住民に日頃からハザードマップを周知しておいて、危険区域から素早く避難することの周知が必要になる。

② 「社会資本整備交付金」について

国土強靱化計画は約2年半で7兆円の予算を用意して、減災のために事前に災害予備軍を整備する予算である。自治体に周知して災害を未然に防ぐ、しかし、予算枠は自治体の規模により定まっているため、中々積極的に利用は難しい状況にある。

③ 「改正入管難民法と外国人との共生」について

改正入管法について学習した。既成制度の反省を踏まえ、制度の改正を行っている。現在より多くの外国人の受入れを予定しているため。市においても共生に向けた取り組みが必要になると考えた。今回の改正により、入国の資格は、外務省の作成した試験と、各職種の担当省庁で作成した試験を受けて合格することが条件になっているため、今後今年4月に向けて、制度設計を速める必要がある。

④ 「共生社会をつくる地域包括ケア～生活を支え合う仕組みと実践～」について

現在越前市では、さわやか福祉財団の支援を受けて、各地区の地域支え合い推進員のもと地区に協議体を立ち上げ、地域の課題を把握しながら、地域で出来ることの創設として、サロン(いきいきふれあいのつどい)の立ち上げ、運営や生活支援提供団体(サポート○○)の設置等を推進しているが、各地区により温度差があるため、財団と協議しながら、今後の推進の仕方について協議をしてきた。

以上



様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年1月15日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 桶谷 耕一



下記のとおり報告します。

日 程 平成31年1月15日（火曜日）

活動先 おけたに耕一通信（vol.1）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 （有）ワープロセンターホープ

支払金額 98,000円

配布先 市内各所

配布部数 4,000枚

別添のとおり

Q5 越前市では協議の場の設置や重症心身障がい児者等コーディネーターの配置その他どのように推進されているのか。
A5 市児童発達支援センター「なないろ」において、相談や関係者間の調整等を行っています。医療的ケア児が地域で安心して暮らせるように、主治医を含めた関係機関とケース会議を設けています。
保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場でコーディネーターのあり方を検討していきます。

救急時の小児医療の整備充実について

平成 30 年 12 月 7 日・一般質問

救急時の小児医療の整備充実について、子ども・子育て支援新制度に継続して、越前市総合戦略にも謳われている「子育て環境日本一」を推進するためにも小児医療、緊急時の小児医療機関の整備は大変重要と考える。

Q1 越前市の現状について小児医療を標榜している機関はどれだけあるのか。
A1 市内には小児科を標榜している医療機関が 18 か所あります。その中で特に小児専門医が在籍している医療機関は 4 か所です。
Q2 小児医療機関の夜間、休日についてはどのような対応をしていますか。
A2 県では、夜間における急病時の保護時の不安を解消するための電話相談体制として、子ども救急医療電話相談（＃8000）を設置して、平日と土曜の午後 7 時から翌朝 9 時まで、休日には 24 時間体制で相談を受けることができます。また、診療が必要な場合は、夜間は午後 11 時までなら福井市にある「福井県子ども急患センター」、それ以降であれば小児救急夜間輪番病院を受診していただいています。
Q3 子どもが急に具合が悪くなったときに福井までいかなければならないのはすごく大変です。救急体制を少なくとも丹南圏域で取れることは出来ないのか。
A3 「子ども急患センター」のような小児の救急医療体制を丹南圏域で整備することについては、毎年、県への重要要望において「子どもの命を守る保健医療施策の充実について」として強く要望している。



スクールソーシャルワーカー配置の充実強化について

平成 30 年 12 月 7 日・一般質問

全ての子どもが経済的な問題や家庭内暴力などの問題に影響されることなく、健やかに成長するよう努めることは、学校教育のもつ大切な役割です。文部科学省では、平成 29 年度の全国小中高等学校と特別支援学校の「児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を 10 月 25 日に公表された。

Q1 最初に越前市での暴力・いじめ・不登校等の調査結果は、どのような結果であったか。平成 29 年度と最新の情報も確認。
A1 文部科学省から発表された「平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、

	暴力行為（件）	いじめ認定（件）	不登校の割合（％）
	小学校・中学校	小学校 中学校	小学校 中学校
全 国	約 63,000	約 310,000 約 80,000	0.54 3.24
福井県	95	791 334	0.41 2.62
越前市	0	112 46	0.41 2.62

Q2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされていますが、その設置状況といじめ対策などで重大事態の発生件数、いじめの現在の状態は？
A2 「いじめ問題対策連絡協議会」については、任意設置となっているため、本市では設置しておりません。本市の場合、いじめの重大事態に繋がりがかねない案件に対して迅速に対応するため、市独自で「いじめ調査協議会」を設置しています。この協議会は、弁護士、人権擁護委員、臨床心理士、警察関係者、学識経験者で構成している協議会です。
いじめ防止対策推進法に規定されていて、各学校に設置される「いじめ対策委員会」は、すべての学校に設置し、スクールカウンセラーや愛護センター等の関係機関と連携を取りながら対応を進めている。本市では重大事態に繋がりがかねない案件については、「いじめ調査協議会」が客観的な立場から対応を協議することになります。

現在のところ、重大事態に至る案件はありません。

Q3 スクールソーシャルワーカーの活動状況はどのようになっているのか。
A3 10 月末現在、計 23 件に関わり、対応延べ時間は、559 時間となっています。活動は子どもと、子どもを取り巻く家庭環境等に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しを行い、悩みや問題の解決に向けた支援をしている。
Q4 その活動の成果と課題はどのようになっているか。
A4 スクールソーシャルワーカーは、学校や児童生徒の家庭のどちらかに偏ることなく、中立的な立場で問題を抱える家庭に対し働きかけを行っています。子どもを取り巻く環境要因を改善していくことで、少しずつではありますが、家庭環境の改善につながったり、子ども自身が学校に目を向けることができるようになったりしています。

しかしながら、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境は、年々多様化・複雑化しているため、対応に要する時間の増大が課題となってきています。

Q5 ケースごとにより、孤立している家族にとっては、福祉の色々な支援やサービス提供などの情報が繋がらない場合が多いと思う。福祉関係との連携状況はいかがか。
A5 福祉部局との連携については、毎月定期的に行うケース会議等を通じて、それぞれが抱える案件の情報交換を行っています。また、警察や児童相談所等の関係機関との連携が必要な案件についても、適切な初期対応がとれるよう、情報の共有と連携を図っております。
Q6 少子化と言えどもクールソーシャルワーカーの役割は大変重要と考えますが、今後の充実の予定はいかがか。
A6 スクールソーシャルワーカーへの派遣依頼件数の増加や、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境の多様化・複雑化により、対応に要する時間が増大しているため、増員の必要性について、認識しているところです。



瓜生産業団地造成事業について

計画概要

【経緯】

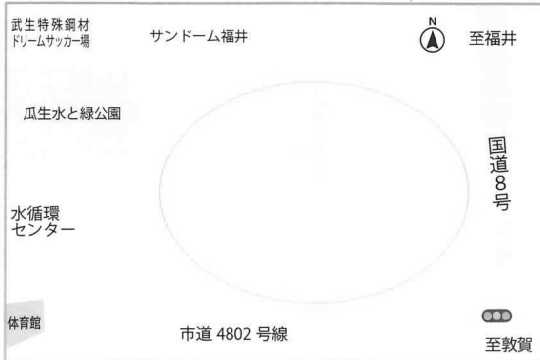
ハイテク企業が今後の社会需要を見込んだ生産計画に基づき、国内で大規模な産業用地取得を検討していることから、市では企業の用地需要のスピードに応えるため、準工業地域で、国道 8 号に隣接するサンドーム福井南側の一帯において、県の全面的な支援を受け、産業用地として造成を計画します。

【スケジュール】

2020 年 7 月までに、用地取得・造成工事、産業用売却

【概算事業費】

約 10 万㎡規模で、40 億円程度（補償費、遺跡調査費等）



おけたに耕一通信

vol. 1 2019 新年号

桶谷耕一

携帯 090-1391-5481
FAX 0778-22-8504
発行元 桶谷 耕一

ご挨拶

越前市の皆様、新年明けましておめでとうございます。
昨年 7 月の越前市議会選挙に初当選して以来、地元町内の方々や地域の皆様を始め、党員・支援者の皆様に支えられ、議員活動をさせていただき、深く感謝申し上げます。
この半年、市民相談、街頭演説、9 月定例議会、12 月定例議会も無事終了することができました。
本年はさらに、皆様の声を聞き、皆様のお役に立てるよう熱意と努力を怠らず、精進してまいりますので、さらなるご支援・ご鞭撻のほど心よりお願い申し上げます。



2019 年度予算案が決定 景気、社会保障へ重点 10 月の消費税率引き上げに対応 幼児教育無償化も

政府は 2019 年度予算案を閣議決定した。一般会計総額は前年度比 3.8% 増の 101 兆 4564 億円となり 7 年連続で過去最大を更新。19 年 10 月の消費税率引き上げに備えるため、計 2 兆 280 億円の景気対策を盛り込み、当初予算案の段階で初めて 100 兆円の大台に乗った。高齢化に伴い社会保障費などが増加した。

2019 年度予算案の概要 （カッコ内は前年度） 増減率、▲はマイナス

	一般会計総額	101 兆 4564 億円 (3.8%)
歳入	税収	62 兆 4950 億円 (5.8)
	税外収入	6 兆 3016 億円 (27.5)
	新規国債	32 兆 6598 億円 (▲3.1)
歳出	政策経費	77 兆 9482 億円 (4.8)
	社会保障費	34 兆 587 億円 (3.2)
	地方交付税交付金	15 兆 9850 億円 (3.0)
	公共事業	6 兆 9099 億円 (15.6)
	国債費	23 兆 5082 億円 (0.9)

越前市健康 21 計画について

平成 30 年 9 月 10 日・一般質問

この健康 21 計画は、健康増進法に基づいて市民の健康増進の推進に関する施策について計画したもので、本年度から平成 35 年までの 5 年間を定めたものです。
計画策定の背景には生活習慣に起因する生活習慣病の増加、介護保険の介護認定に脳血管疾患が多くなっているため、また、本市での背景や課題としては、少子高齢化や核家族の進行、ライフスタイルの変化、メディアの急速な普及など、健康を取り巻く環境は大きく変化する中、生活習慣の増加、こころの不調を感じる人の増加が示されています。
基本目標には「健康寿命の延伸」で、県内 9 市の 1 位を目指すことを掲げています。
分野別課題をあげ、5 つの行動指針を掲げて取り組みを推進していますが、この計画を実現する上においても、やはり多くの市民に訴えかけ、日頃から生活習慣の改善に努めて頂くことが大事であると考えます。
そこで病気やメタボリックシンドロームにならないためにも、全住民を対象とした一次予防の「ポピュレーションアプローチ」が大切であると考えます。

Q1 ポピュレーションアプローチを推進することについて、どのように考えているのか。
A1 ポピュレーションアプローチについては、本年 3 月に策定しました市健康 21 計画（第 3 次）においても、その重要性を謳っており、集団全体への健康づくり運動は不可欠であると認識しています。
第 3 次計画は「小さな習慣から健康へ前進」を基本方針としており、新たに「禁煙」の項目を加えた 5 つの行動指針を定め、一人ひとりの健康づくりを小さな習慣から変えていくことから始めよう、と呼びかけています。これらの行動指針を、市健康 21 推進会議を先頭に、推進してまいります。
Q2 介護保険では、福井県歯科医師会武生支部の先生方は、高齢者の介護予防について賛同して頂き、東京など中央やテレビなどで大活躍されている有名な先生方を越前市に呼んで、「摂食嚥下機能向上」の講演を毎年にも渡って継続して実施を頂いています。武生医師会の先生方に対して、「健康 21 計画」を推進するに当たり、講演のテーマに「ポピュレーションアプローチの一次予防」を入れて頂くように働きかけをするとか、各学校の P T A にも講演会等のテーマに「一次予防」を取り入れてもらうことで、周知を図っては如何がか。
A2 第 3 次計画は、基本方針や 5 つの行動指針（たばこ 0 本、野菜プラス 1 皿、塩分マイナス 2 g、歯磨きプラス 5 分、運動プラス 10 分）にもあるように、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいています。今後、計画の推進にあたっては、市民公開講座や、各学校の P T A の講演会のテーマにさせていただくなど、武生医師会、武生地区歯科医師会、教育委員会等と連携し、一次予防の大切さの普及啓発に努めてまいります。
Q3 肺炎予防について
肺炎は日本人の死因の第 3 位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加しています。中でも病院外で日常生活している人に発症する市中肺炎において最も多いのが肺炎球菌性肺炎であり、ワクチンによる予防が重要視されています。現在越前市の接種率は何パーセントですか。
A3 平成 29 年度の高齢者肺炎球菌予防接種の接種率は 39.9% でした。



©KOMETO



Q4 平成30年度以降は国の助成で出来る定期接種対象者は毎年65歳のみとお聞きしています。

越前市では未だ約6割の方が接種できていないようです。接種率の向上は、越前市の高齢者の健康寿命の延伸に繋がるだけでなく、越前市の医療費削減効果にもつながります。

また、万が一の災害時における避難生活が長期化することで肺炎のリスクが高まることも指摘されており、災害時に高齢者の命を守る観点からも接種出来なかった市民の皆様のためにも救済措置を行うべきではないかと思いますが、いかがか。

A4 高齢者肺炎球菌予防接種は、個人の発病・重症化防止目的で行う個人予防に重点を置いた予防接種で、平成26年から開始され、市は対象者に個人通知と接種料の助成を行っています。

国でも、マスコミを通じて、積極的に啓発周知を図ってきたところです。

一方、この高齢者肺炎球菌予防接種は、自らの意思で接種を希望する場合にのみおこなう予防接種であることから、未接種者への再通知などの勧奨は行っておりません。

このようなことから、現在、市では未接種者への救済措置は考えておりません。

Q5 がんの予防対策について、がんは死亡原因の第1位であり、今や男性の2人に1人、女性の5人に2人はがんに罹り、3人に1人が死亡していると言われていて

早期発見・早期治療が最大の予防であると思いますが、がんを発症する原因として生活習慣、やせやストレス、不眠もあると言われています。

これら、市民に対し「がん」を予防するための周知の方法についてどうか。

A5 がんを予防するための周知の方法については、市政出前講座や健康教育等さまざまな機会において、5つの行動指針を基本とした生活習慣改善の普及啓発を行っております。

Q6 越前市健康21の資料の中にはBMI判定による肥満者・やせ者の状況の統計が示されている。その内やせ者では、男性では平成23年度と平成28年度に比べて20代から60代までが増加が示されています。また女性では20代と30代、50代以降にも顕著に増加傾向が現れています。

統計によるBMI判定によるやせ者に対する対策が必要であると考えますが。

A6 やせの問題は深刻であると考えます。やせ体型を望む女性は、高校生・中学生、さらには小学生へと低年齢化しているとも言われています。

過剰なダイエットによる影響は、月経異常などの身体障害も懸念され、最悪の場合には摂食障害へも発展し、時には死に至る場合もあります。将来的には、不妊や骨粗しょう症などへの影響も懸念されます。

成長発育期にある思春期・青年期の大事な時期に自分自身の身体状況を正しく認識させ、どうあるべきかを理解させることが大切です。

教育委員会とも連携して、さらに健康教育を推進するとともに、引き続き子どもから大人まで、また、高齢者にはフレイル予防の視点で、市政出前講座等さまざまな機会において、生活習慣改善の普及啓発を行ってまいります。

地域福祉計画の策定について

Q1 「地域福祉計画」は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、支援が必要な人の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画である。

地域福祉の対象者と担い手はだれか。

A1 地域福祉につきましては、それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう、住民が主体となって地域社会の生活課題の解決に取り組むものですので、地域福祉の対象者及び担い手は、いずれも地域住民です。

Q2 越前市の福祉分野の計画と今回の地域福祉計画との関係について伺う。

A2 地域福祉計画の位置付けとしましては、市総合計画のまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」を実現するための、福祉に関する基本計画として位置づけています。

また、今回の計画改定にあたりましては、国が進める「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて改定された社会福祉法に基づき、福祉分野の計画の上位計画として位置づけています。

Q3 関連計画の中に介護保険事業計画があります。その中には、「地域包括ケアシステム」という考え方がある。

地域包括ケアシステムとは、日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられて、一体的に提供されるシステムです。地域包括ケアシステムの推進のビジョンと地域福祉計画の関係性は？

A3 地域福祉計画の策定の中で、現在の高齢者を対象とした地域包括ケアシステムをモデルとして、高齢者だけでなく、子どもや障がい者などへ対象を広げた形の、総合的な支援体制の仕組みを検討してまいります。

Q4 厚生労働省では、平成28年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを創っていくことを目指している。地域共生社会に向けた考え方と地域福祉の関連は？

A4 地域共生社会とは、制度の『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等、『我が事』として参画したり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい及び、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会を目指す改革の一環として、地域福祉計画の充実が位置づけられています

Q5 最後の質問になりますが、この地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けて、すべての個人を「丸ごと」支援するための「総合相談窓口」ワンストップ窓口が提案される。困っている人の所へ専門家（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）が訪問し、困りごとを受けて、専門の担当者・課へ繋げていく、「アウトリーチ」をしています。地域福祉の推進する上でも、社会で個別支援を推進するCSWの配置については？

A5 地域福祉計画の改定に向けて、包括的な支援体制づくりを検討する中で、既存の相談支援機関の活用や、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）によるアウトリーチの仕組みなどを含め、必要な資源や仕組みについて研究してまいります。

耕作放棄地対策と後継者育成支援について

平成30年9月10日・一般質問

Q1 耕作放棄地とは、所有している耕地のうち、「過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されており、国が農家等の意思に基づき調査把握したものがある。越前市に耕作放棄地はどれだけ存在するか。

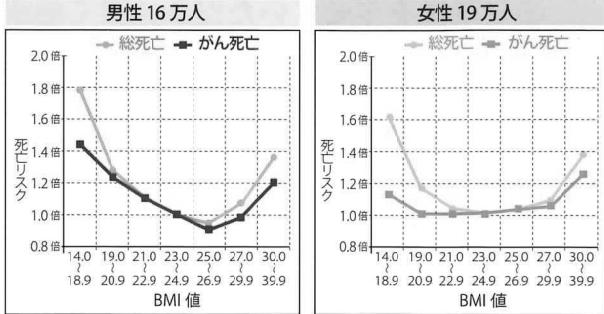
A1 平成27年の農林業センサスによると、耕作放棄地とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年間の間に再び作付けする考えのない土地」としており、市の耕作放棄地は約153ヘクタールとなっています。

Q2 近年、耕作放棄地、遊休農地になったような部分も伺える。これらを放置すると、周辺の農地にも雑草や害虫の増加による被害、野生動物の活動範囲を広げ、緩衝地帯がなくなり、一層の鳥獣被害を招く危険性があります。本市の耕作放棄地、遊休農地対策の取り組みは？

A2 遊休農地に関する取組みについては、農業委員並びに新農業委員会制度で設置されました農地利用最適化推進委員が連携し、随時農地パトロールを行っており、遊休農地所有者及びそのおそれのある農地所有者に対し、その解消の指導を行っており、耕作放棄地への未然防止に努めています。



▶BMI値と死亡リスクとの関連（日本の7つのコホート研究のプール解析）



国立がん研究センター社会と健康研究センター予防研究グループ
科学的根拠に基づく発がん性・がん予防効果の評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究
肥満指数(BMI)と死亡リスク https://epi.ncc.go.jp/can_prev/evaluation/2830.html



Q3 耕作放棄地の原因の一つになっている後継者育成については。

A3 平成30年3月末現在で地域農業の担い手となる個人の認定農業者は107経営体あり、また農業生産法人は37経営体、集落営農組織は37団体があります。

市では、国や県の制度を活用し、認定農業者や法人、集落営農組織などの大規模経営を目指す担い手に、条件整備事業等による農業機械や設備等の導入並びに農地の集約による効率化や生産コスト削減を図ることができるよう支援を継続しています。

また、集落営農組織に対して、農業経営の安定を図れるよう法人化を目指す取組みに支援しています。

さらに、地域農業に必要とされる人材育成について、県の「ふくい園芸カレッジ」やJＡ等と連携し、就農を目指す人の情報を共有するとともに、技術、経営力の習得、所得の確保、就農に向けた課題解決ができるよう、国の次世代人材投資事業などを積極的に活用して、支援しております。

子ども・子育て支援制度について

平成30年12月7日・一般質問

子ども・子育て支援制度は、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成27年4月に本格的に施行されました。各市町村では子ども・子育て会議において意見を聴きながら、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を実施しています。

平成28年度からは、企業による子育て支援も創設され、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービス、仕事・子育て両立支援として、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労継続、女性の活動等を推進する企業を支援しています。

Q1 子ども・子育て支援制度が創設されて、認定こども園等が整備されましたが、越前市の子ども・子育て支援制度により増加した施設、定員増は？

A1 子ども・子育て支援制度が施行されました平成27年4月以降、保育園から認定こども園への移行が12園、認定こども園の新設が1園です。定員につきましては、平成27年4月現在の定員数より190名の増となっています。190名の内訳としまして、100名は、認定こども園の新設に伴うものであり、90名につきましては主に認定こども園移行に伴う定員増が理由です。

Q2 平成28年度の制度改正により、新たに**保育を必要とする事由**に加えられたものは、就労ではパートタイム、夜間、居宅内の労働なども加えられ、求職活動（起業準備を含む）、就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）、虐待やDVのおそれがある時、育児休業取得中に、既に保育を利用して

いる子どもがいて継続利用が必要であることなどが増えた。

妊娠出産時には保育の必要性が認められていますが、上の子が保育園を退所しなくてもよいのか？

A2 妊娠時出産時の「保育の必要性」については、産後1箇月～6箇月以内となっていますので、その間、上のお子さんは保育園に入園できます。また、育児休業中の方については、産後1年まで上のお子さんは、保育園に入園できることとしました。

また、育児休業を1年以上取得する場合においても、上のお子さんが3歳以上児の場合、認定こども園の幼稚部への変更が可能ですので、**退園の必要はございません。**

Q3 求職活動中にも保育の必要性を認めてもらえると考えてよろしいのか。

A3 求職活動の方については、最長2箇月まで**保育の認定が可能**です。就職先が決定されましたらそのまま入園していただくことができます。ただし、入園後2箇月以内に就労先が決定しない場合は退園となります。

Q4 こども医療費助成は、中学校3年生まで現物支給になった事は、大いに評価したいと思います。高校になった途端、制度が変わって、3割負担になるのは、勘違いもするので、大変。全国を調査しますと、全国1,741自治体のうち通院で474団体、入院で511団体が既に高校生までを医療費無料化が実施をされていた。特に、となりの石川県では19自治体の内、15団体がすでに実施をされています。福井県でも高浜町が実施をしていた。

高校卒業までの医療費無料化を拡充することはできないか？

A4 高校卒業までの医療費助成については、現在考えていません。

子育て世代の支援にかかる医療費無料化については、本来国の施策として全国一律に行われるべきものと考えことから、制度の充実について、今後も国・県への重要要望事項として、要請していきます。

出会いの場の創出支援について

平成30年12月7日・一般質問

出会いの場の創出支援については、国も平成27年度より「少子化社会対策大綱」において結婚促進を支援する、いわゆる「婚活支援」に対して本格的に取り組みを始め、「婚活サポーター制度」などの事業を展開している。多く市民の方から婚活事業を推進してほしいとの要望が聞かれた。

Q1 越前市が取り組んでおられる、出会いの場の創出支援の事業内容は。

A1 出会いの場創出事業については、次世代を担う男女の出会いと交流を積極的に創出するための事業を行う団体に対し、開催事業補助金を交付している。

また、市婦人福祉協議会に委託し、結婚相談事業や結婚を望む親同士・子同士の交流会を開催しています。

Q2 今後本格的な推進に向けて、委託事業であっても、市が本格的に関わって充実をさせるとか、各企業の総務、組合にも出向いたり、病院、介護施設にも足を運んで、参加を呼びかけたり、市の広報等で呼びかけることも大事であると考ええる。今後の充実の考えは？

A2 結婚相談事業については、カップルの成立など出会いの機会や成婚の実績もある。

これまでも市広報紙、ホームページなどで広く参加を募っている。今後も、各団体が実施する結婚・婚活イベントを支援するとともに、出会いの場創出事業が使いやすい制度となるよう見直しを検討する。

医療的ケア児の支援について

平成30年12月7日・一般質問

「医療的ケア児」の支援について、人工呼吸器やたんの吸引など医療的ケアが日常的に必要な子どもの支援について、平成28年5月には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法」の一部を改正し、自治体において、医療的ケアが必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定された。自治体が発出し、連携体制の構築推進が求められている。

平成27年度には全国で「医療的ケア児」は約1.7万人いると推測されています。福井県でお聞きしますと、数字は把握出来ていないとのこと。

Q1 それでは、越前市においては「医療的ケア児」は現在何人居られるのか。さらに、小学生以上の児童は何人居られるのか。

A1 現在、市では14人で、その内小学生以上は9人です。

Q2 「医療的ケア児」を抱えた保護者の方の相談窓口は「児童発達支援センター」とお聞きをいたしましたが、福井県下では、どのくらい整備されているのか。

A2 県内の児童発達支援センターは5か所あり、市内は1か所で相談窓口としては、「越前市児童発達支援センター」なないろ」があります。

Q3 医療的ケアが必要な子の放課後は、どのようなところで過ごされているのか。

A3 療養機能、居場所機能を備えた福祉サービス事業所で、看護師等が配置された放課後等デイサービス事業所や看護師を配置した児童センターの学童保育で過ごされています。

Q4 放課後デイ以外にも、「医療的ケア児」を受け入れられる、保育園の整備も必要と考えるが、現状はどうか。

A4 看護師を配置した保育園1か所に対応しています。

